

「新しい総会制度導入ガイド」研修会のご案内

～省令改正によりバーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～
(組合事務局代表者会議 第2回研修会)

開催日時 令和3年12月14日(火) 13:30～15:30
開催方法 オンライン(Zoom)と集合型(実地)併用でのハイブリッド開催
集合型:メイン会場 平安閣サンプリエール

(〒850-0035 長崎市元船町2-4 TEL:095-822-3390)

サテライト会場 佐世保ワシントンホテル

(〒857-0834 長崎県佐世保市潮見町12-7 TEL:0956-32-8011)

目的・趣旨

昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確立するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するために、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、省令が改正されました(令和3年5月14日公布・施行)。

一般の省令改正による新たな総会開催形態の追加に伴い、組合員の参画機会の増大や対話・議論の活性化など、組合の民主的運営の向上に効果を見出す組合も多く見られます。

今回の制度改正は、必ずしもすべての組合に対してバーチャル組合総会・理事会制度の導入を求める趣旨ではありませんが、新たな選択肢が追加されたこの機会に、今後の組合の機関運営について、規模や実情等に応じて確認・検討することが肝要です。

本研修会では、組合役員をはじめ組合員及び組合事務局の皆様へ、制度改正の内容に対する理解を深めていただくとともに、通常の総会運営についても改めてお示しし、今後の組合総会実務の一助となるよう標記研修会を開催します。

主催 長崎県中小企業団体中央会・長崎県中小企業団体事務局代表者協議会

タイムスケジュール

| | |
|-----------------------|---|
| 13:30 | 開会あいさつ (長崎県中小企業団体中央会) |
| 13:35～15:15 (100分) | テーマ:バーチャル組合総会運営のポイント ～省令改正、実務指針の概要とともに～ 講師:全国中小企業団体中央会 政策推進部 部長代理 矢田部 宏志 氏 1. 省令改正による組合運営への影響について 2. バーチャル組合総会運営のポイント(実務指針対応の留意点) 3. 前提となる環境の整備等への対応について 従来、事業協同組合等の通常総会又は臨時総会に関して、中小企業等協同組合法(以下、中協法)には「場所」に関する規定は存在しないものの、中協法施行規則(省令)に「場所」に関する規定が存在するため、バーチャルオンリー型総会は開催できないこととなっていたものが、今回改正されました。 (※中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づく組合についても同様。) 本研修会では、上記制度改正に関する内容の他、通常の総会運営についても改めてご説明頂きます。 |
| 15:15～15:30 (15分) | 連絡事項・その他 ・関係機関・長崎県中央会からの情報提供 等 |

○本件に関するお問合せ・お申込先

長崎県中小企業団体中央会 総務課

〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F 電話:095-826-3201 FAX:095-821-8056

※開催1ヶ月前頃を目途に、正式なご案内を組合宛て郵送させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため、当日は会員皆様の安全・安心を最大限考慮させて頂き、下記の対策を講じさせていただきますので、ご協力をお願い致します。感染の早期終息を図るために、会員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

○集合型にて参加されるみなさまへのお願い

- ・参加される前にご自身の体調管理をお願いいたします。
(発熱など、風邪の症状が発症した場合には、参加をご遠慮いただくこととなります。)
- ・県下の感染状況は改善しているものの、感染の再拡大を招かないよう、相対的に感染リスクの高い県外との往来に留意するとともに、飲食の場における感染防止対策の徹底等が必要ですので、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・来場時の検温にご協力をお願いいたします。(検温の結果 37.5 度以上の場合には、参加をご遠慮いただくことがあります。)
- ・会場では、マスクの装着をお願いいたします。(体調が悪くなった場合には、無理をせず、スタッフにお申し出ください。)

○オンラインにて参加されるみなさまへのお願い

- ・申込みいただいたメールアドレス宛に、受講用 URL を記載した招待メールが開催日前日(12/13(月))までに届きます。
届かない場合は、中央会総務課までご連絡ください。
- ・「Zoom」は、アプリをインストールしなくてもブラウザから使用することができますが、使える機能が限られてしまうため、アプリをインストールして使用することをおススメします。

○本件に関するお問合せ・お申込先

長崎県中小企業団体中央会 総務課 担当：佐々木・野村
〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F
電話：095-826-3201 F A X：095-821-8056

申 込 書

送信先：長崎県中小企業団体中央会 総務課 行き
FAX番号：095-821-8056

「新しい総会制度導入ガイド」研修会
(令和3年度第2回組合事務局代表者会議 研修会)
参加申込書

団 体 名 _____

(連絡先： () 担当： ())

参加される方の氏名等、必要事項を記入ください。

| No. | 氏 名 | 受講方法 (○を付してください) | メールアドレス (※オンライン受講の方のみ記載ください。) |
|-----|-----|---------------------|----------------------------------|
| 1 | | 実地(長崎・佐世保) / オンライン | |
| 2 | | 実地(長崎・佐世保) / オンライン | |
| 3 | | 実地(長崎・佐世保) / オンライン | |